

# すみれ野自治会規約

## (目 的)

第1条 この規約は、すみれ野地区自治運営の円滑化を図るため、必要な事項を定めるとともに、地区の繁栄と地区住民の豊かな社会生活の向上に努めることを目的とする。

## (名称と所在地)

第2条 この自治組織は、「すみれ野自治会」と称し、連絡先を会長宅とする。

2. すみれ野自治会の区域は、行政区域としての「すみれ野1丁目及びすみれ野2丁目」地区全域（以下単に「地区」という）とする。

## (会 員)

第3条 地区自治会は次の者をもって構成する。

(1) 地区内に住所を有する個人（以下「正会員」という）

(2) 地区内に事業施設を有し、事業活動を営む個人・法人及びその他の団体（以下「準会員」という）

2. 地区自治会は、正当な理由がない限り地区内に住所を有する個人の加入を本人の意思に反して拒むことはしない。

3. 正会員及び準会員は別表に定める会費を納入しなければならない。但し新規会員については別に定める入会協力金も納入しなければならない。

## (退 会)

第4条 正会員及び準会員が、次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第2条2項に定める地区に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が自治会長に提出された場合

2. 会員が死亡し、または失踪宣告をうけたときは、その資格を喪失する。

## (業 務)

第5条 すみれ野自治会（以下「本会」という）は次の機関の決定に基づき、下記の事業を行う。

1. 保健衛生上（美化清掃等）必要な事項に関する事。
2. 防火・防犯施設の整備及び災害対策に関する事。
3. 社会福祉及び文化の向上（ボランティア活動等）に関する事。
4. 地区有財産の維持・管理に関する事。
5. 行政上の連絡事項に関する事。
6. その他、必要な事業に関する事。

（機 関）

第6条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 必要に応じ特別委員会を置くことができる。

（総 会）

第7条 総会は、本会の最高の意思決定機関であって、各地域から選出された組長及び班長をもって構成し、次の事項を審議し、決議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 決算及び予算の審理と承認
- (3) 重要事業計画の承認
- (4) 自治会長及び監事の選任、副会長及び会計の承認
- (5) 地区の業務報告の承認
- (6) その他総会が必要と認めて決議した事項

（役員会）

第8条 役員会は各地域から選出された組長をもって構成する。必要に応じ自治会長が招集し次のことを行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 地区の運営についての協議
- (3) 事業計画の推進
- (4) その他必要な事項

（会 議）

第9条 総会は、自治会長が招集し、議事は自治会長又は、その都度必要に応じ議長を選出して会議を運営する。

2. 会議は、総て定数の3分の2以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
3. 特別な事情で総会を開催できないとき、又は簡易な問題の処理及び事項は、役員会で決裁し、自治会長は、それらの処理及び執行の上、次の総会で報告し承認を得るものとする。

(組・班編成)

第10条 地区内の集落状況と会員の居住位置により会員を4組に分ける。

2. 各組は、さらにその会員数に応じ、班に細分することができる。ただし一つの班の正会員数は、5人以上でなければならない。

(組長・班長)

第11条 組及び班にそれぞれ組長及び班長を置く。組長及び班長の選任は、原則として、それぞれの組及び班内の正会員の互選による。

2. 組長の選任は、2月未までにおこなうものとする。組長は組を代表し組内の自治業務を総轄処理する。
3. 班長は組長を補佐し、班内における自治業務を処理する。
4. 班長の任期は1年とする。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く

- |               |    |
|---------------|----|
| 1. 自治会長       | 1名 |
| 2. 副会長        | 1名 |
| 3. 会計(事務局長兼務) | 1名 |
| 4. 監事         | 2名 |
| 5. 組長         | 4名 |

第13条 自治会長の選任は、選考委員会が正会員の中から適任者を推薦し、総会の承認により、決定する。前段の選考委員会は、総会に出席した組長全員をもって構成する。

2. 自治会長は、本会を代表し本規約及び関係法令に定めるところに基づき会務を統括管理する。

3. 自治会長は、総会及び役員会の決議事項を執行する責任を負う。

第14条 副会長は正会員の中から自治会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

2. 副会長は、自治会長を補佐し自治会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第15条 会計は、正会員の中から自治会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

2. 会計は、本会の会計経理業務及び事務を総轄する。

第16条 副会長及び会計は、役員として役員会の審議に参画する。

第17条 組長は、役員会の審議に参画する。

2. 組長は、業務執行機関として自治会長を補佐し、会務を分担する。

第18条 監事は、組長の中から総会において、一名を互選し、あと一名は正会員の中から適任者を選任する。

2. 監事は本会の会計監査及び財産の監査、役員の実務執行状況を、監査し総会にその結果を報告する。

(役員任期)

第19条 自治会長、副会長、会計、監事の任期は2年、組長は1年とし、再任は、自治会長、副会長、会計、監事については、2期4年を限度とし、組長については4期4年を超えて出来ないものとする。但し、任期中に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(財 源)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、入会協力金、開発協力金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2. 自治会費は、前期（4～9月分）と後期（10～3月分）の2回に分けて徴収するものとする。

3. 自治会費負担の始期は、転入又は事業開始の翌月からとする。
4. 入会協力金及び開発協力金については、農地転用申請者、又は当該転用取得者から別に定める基準に基づき徴収する。

(出納事務手続き)

第21条 地区の現金出納及び会計事務は、事務局長が掌り、自治会長の発行した収入・支出伝票（命令書）に基づいて執行するものとする。

(会計年度)

第22条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第23条 毎年3月に翌年度の地区会計予算を編成し、6月に前年度の地区会計決算を行わなければならない。  
又 毎年10月に中間決算を行い年度途中の予算執行状況を確認する。但し中間決算書は総会の承認を必要としない。

(専 決)

第24条 自治会長は、予算に計上されていない支出負担行為が生じたときは、20万円の限度において、専決することができる。

(会計監査)

第25条 会計監査は、毎年決算総会までに年1回、会計監査を行わなければならない。

2. 監事は、必要あるときは随時会計帳簿、その他関係書類を監査し、自治会長及び会計に説明を求めることができる。

(財政支出の制限)

第26条 地区の公金・財産は、宗教上の組織又は団体の使用に供し、又は、支出してはならない。

(雑 則)

第27条 会員名簿等の取り扱いについては、自治会関係

以外には使用できない

第28条 この規約の変更・改正は、総会で5分の4以上の出席者の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

附 則

この規約は平成28年4月1日から施行し、入金協力金及び開発協力金については平成28年度分より適用する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

自治会費の賦課基準表

賦課基準	自治会費の額
地区の区域に、自己の所有する住宅に居住するもの。 (店舗兼用住宅も同等とする。)	月 額        5 0 0 円
地区の区域に、他人の所有する住宅に居住するもの。 (店舗兼用住宅も同等とする。)	月 額        4 0 0 円
地区の区域に、他人の所有するマンション・アパート等に居住するもの。 (店舗兼用住宅も同等とする。)	月 額        3 0 0 円
地区の区域に店舗を有し、法人及び営業活動をおこなう者、 但し、自治会費の額は、本店・支店及び事業規模を、考慮し役員会の意見を聞いて、自治会長がその額を決定する。	年 額  6, 0 0 0 円 ~  5 0, 0 0 0 円

# すみれ野自治会規約

## 入会協力金・開発協力金取り扱い要綱

### 1. 入会協力金・開発協力金徴収適用範囲

すみれ野地区内において、住宅・店舗及び社屋を建設し、  
居住使用及び店舗・社屋を所有使用する者。

### 2. 入会協力金及び開発協力金適用地域

住居表示によるすみれ野1丁目及び2丁目とする。

### 3. 入会協力金・開発協力金納入者

開発業者・建築請負業者・建築主のいずれかとする。

### 4. 入会協力金。開発協力金納入先

すみれ野地区自治会長

### 5. 入会協力金納入金額

新居住着……………1戸当たり	…30,000円
旧居住着…建て替えの場合…1戸当たり	…10,000円
賃貸アパートマンション・貸屋・1室当たり	…20,000円

### 6. 開発協力金納入金額

賦課額 面積500平方メートル以上とし、1平方メ  
ートル当たり300円とする。

対象者 開発を生業とする者及び分譲住宅（賃貸住宅  
を含む）を建設する者

### 7. 適用年月日 平成28年4月1日

但し 平成28年4月1日までに着工済みの  
建物については免除する。